

平成 23 年 11 月 9 日

総合福祉団体定期保険無配当扱特約 の発売について

第一生命保険株式会社(社長:渡邊 光一郎)では、企業・団体の多様なニーズにお応えするために、株式会社化記念商品として、平成 24 年4月1日より、**当社有配当の総合福祉団体定期保険よりも低廉な保険料でご契約いただける総合福祉団体定期保険無配当扱特約を発売します。**

第一生命では、企業・団体の死亡退職金・弔慰金規程等の財源を確保する目的で、法人向け保険として総合福祉団体定期保険を販売しています。

この総合福祉団体定期保険は、毎年団体ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の前年度の決算実績および団体の加入状況等の一定の基準にもとづいて計算した配当金をお支払いする仕組みになっています。

総合福祉団体定期保険に今回発売する特約を付加することで、配当方式が無配当となり、特約を付加する前の当社有配当の総合福祉団体定期保険と比較すると低廉な保険料になるとともに、配当金がないため、企業・団体における配当金受入れ事務が発生しません。

昨今、企業をとりまく環境変化は激しさを増し、福利厚生制度への考え方が多様化する中、企業にとっては限られた福利厚生費のなかで、いかに効果的・効率的な福利厚生制度を運営するかが重要になると考えられます。

今回の総合福祉団体定期保険無配当扱特約は、企業が抱える多様なニーズにお応えし、より充実した福利厚生制度を運営いただく観点から発売するものです。

第一生命では、「いちばん、人を考える会社になる。」というグループビジョンのもと、企業・団体の皆さまの多様なニーズにお応えするべく、「新商品の開発」「サービスの向上」にむけて、これからも取り組んでいきます。

総合福祉団体定期保険無配当扱特約の取扱

当社では、これまでも、企業・団体の死亡退職金・弔慰金規程等の財源を確保する目的で、法人向け保険として総合福祉団体定期保険を販売しています。

今回、総合福祉団体定期保険の配当方式を無配当とする特約を発売することで、企業が抱える様々なニーズに一層柔軟に、かつ幅広くお応えできる商品ラインアップとしました。

従来の総合福祉団体定期保険の主な特長

1. 死亡退職金・弔慰金等の制度をサポート

◇ 「死亡退職金・弔慰金規程」などの運用のための遺族等への支給財源を確保します。

(注) 所定の免責事項等、保険金をお支払いできない場合があります。

2. 「ヒューマン・ヴァリュー特約」(※1)により、企業の安定的発展をサポート

◇ 優秀な人材を失ったことによる企業・団体の経済的損失をカバーします。

(注) 業種等によってはヒューマン・ヴァリュー特約を付加できない場合があります。

3. 1年更新により見直しが可能

◇ 規程の改定など企業・団体の実状にあわせて契約内容の見直しが可能です。

4. 団体保険ならではのお手頃な保険料

◇ スケールメリット(※2)を生かしたお手頃な保険料です。

5. 保険料は全額損金

◇ 企業・団体が負担した保険料は、全額損金算入となります。

また従業員の方にも所得税はかかりません。

(注) 税務のお取扱いは、平成23年11月現在の法令・通達・判例に基づいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には変更後のお取り扱い内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いは、顧問税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

6. 健康診断がありません

◇ 企業・団体に代表して告知いただくことで、加入者には原則として健康診断の必要がありません。

ただし、ご健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

(※1) 被保険者の死亡または高度障害により、代替雇用者の採用・育成費用等の企業・団体が負担すべき諸費用の財源を確保することを目的とするものであり、被保険者が死亡または所定の高度障害状態になった場合に、保険契約者に死亡保険金または高度障害保険金を支払う仕組みの特約。

(※2) ご契約の規模が大きくなるにつれて、保険料の割引額が高くなること。

総合福祉団体定期保険無配当扱特約の特長

特約を付加することで、

ポイント① 低廉な保険料！

- ◆ 当社有配当の総合福祉団体定期保険と比較して、低廉な保険料となります。

ポイント② 配当金の経理処理が不要！

- ◆ 配当金がないため、企業・団体における配当金受入れ事務が発生しません。

(注)・当社有配当の総合福祉団体定期保険の配当を加味した実質負担額と比較して、必ずしも低廉な負担になるとは限りません。
・総合福祉団体定期保険無配当扱特約を付加した総合福祉団体定期保険は、複数の生命保険会社による共同取扱はいたしません。
※企業・団体の死亡退職金・弔慰金規程等の福利厚生制度の裏づけとして、従来の総合福祉団体定期保険をご採用いただく場合、2社以上の生命保険会社で引き受けることが可能です。
これを共同取扱といいます。

さらに、以下の付帯サービスがあります。

「D1-i オフィス」を活用し、事務担当者さまの事務・作業を効率化！

- ◆ インターネットを活用した事務サービスである「D1-i オフィス」を導入することによって、加入者の脱退などの異動手続きや『保険料お払込のご案内』のご確認などをインターネットを通じて行うことができます。

この資料は平成 23 年 11 月時点(「総合福祉団体定期保険無配当扱特約」は平成 24 年 4 月 1 日発売)の商品の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。

ご検討にあたっては専用のパンフレット等会社所定の資料を必ずお読みください。

また、ご契約の際には「ご契約のしおり」、「約款」を必ずお読みください。

(登)C23U0197(H23.11.1)③